

取扱区分：「公開」

平成29年第7回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年7月10日(金) 9時57分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第7回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年7月10日（月） 午前9時57分 ～ 10時57分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第23号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第25号	農業振興地域整備計画の変更について	1件
報告第33号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	5件
報告第34号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	1件
報告第35号	非農地証明について	10件
報告第36号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第37号	水田埋め立てによる農地改良届出について	3件
報告第38号	農地所有適格法人報告書の提出について	5件

4 出席委員

第2番	水 井 規 雅 君	第3番	秋 貞 啓 子 君
第4番	白 石 純 治 君	第5番	有 馬 俊 雅 君
第6番	小 林 一 雄 君	第7番	高 橋 恵 君
第8番	長谷川 和 美 君	第9番	杉 村 龍 男 君
第10番	藤 井 和 典 君	第11番	梅 田 洋 治 君
第12番	椎 木 人 志 君	第13番	大 江 静 人 君

第14番	弘 中 壽 君	第15番	江 波 一 男 君
第16番	田 中 榮 作 君	第17番	野 村 一 男 君
第18番	藤 井 孝 君	第19番	笠 井 保 雄 君
第20番	松 岡 清 治 君	第21番	藤 井 澄 子 君
第22番	大 田 幹 代 君	第23番	歳 光 時 正 君
第24番	杉 村 洋 治 君	第25番	藤 井 允 雄 君
第26番	福 田 栄 司 君	第27番	山 崎 弘 子 君
第28番	林 定 子 君	第29番	村 木 実 君
第30番	松 田 孝 行 君		
第31番	岩 田 学 君 (職務代理者)		
第32番	西 田 孝 美 君 (会長)		

5 欠席委員

第1番 山 崎 光 夫 君

6 関係人

農林課 主査 長谷部 洋一

7 事務局職員

局 長	隅 浩 二	次 長	藤 井 豊
次長補佐	小 西 美佐江	書 記	時 重 智 一

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中31名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第1番山崎光夫委員の1名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、総会の開始前に、議案書の修正が1件ありますのでお願ひいたします。

議案書4ページ、「議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございしますが、1番につきまして、平成29年7月10日、本日でございしますが、申請者から取下げ書の提出がございましたので、削除をお願ひいたします。

それでは、議長よろしくお願ひいたします。

開会（午前9時57分 ～ ）

議長（西田会長）

それでは只今より、平成29年第7回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第10番、藤井 和典委員さん、第17番、野村 一男委員さんのご両名にお願ひいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第22号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願ひいたします。

事務局長

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案4件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●及び字●●に所在する農地の田、3筆の1、141平方メートル及び、畑2筆、289平方メートル、合計で5筆、1,430平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、東京都に在住のため、耕作は不可能であることから、近隣耕作者に譲りたい意向であり、譲受人は、農業経営の規模拡大のため、取得されたい意向であります。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は88アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、野菜の輪作をされるとのことで、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

椎木 人志委員

12番の椎木です。1番について報告します。去る7月6日に、譲受人と現地調査を行いました。譲渡人は、遠方のため、電話で確認しました。現地、木ノ下橋の4筆はいずれも休耕されておられます。業者により定期的な草刈りがしてあり、耕運すればすぐにでも作付けが可能と思われれます。また、丸山の1筆は山すそにあり、多少の木が生えておりました。譲受人は弁当、惣菜などの生産、販売をしている個人商店主であり、この土地に野菜を栽培し、自宅で材料として使いたいという意向でした。以上のことから問題ないと思いますので、審議の程よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の畑、1筆、274平方メートル及び田、2筆の1,589平方メートル、合計で3筆、1,863平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は●●地区に居住で、耕作には遠距離で不便なため、譲渡したい意向であり、譲受人は、対象農地が自宅に隣接しておることから、譲渡人からの無償での譲渡、いわゆる贈与したいとの申出に

応じる意向でございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は62アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番

秋貞 啓子委員

3番秋貞でございます。去る7月4日に、2番の現地を確認して参りました。譲受人の自宅と隣り合わせの農地ですが、一部竹林になりつつあるところもございましたが、畑として使用するようになるまでが、少々大変な現地でしたが、譲受人の長女と次女夫婦がちょうど定年退職となり、時間もあり、整備することも可能ということで、できた農産物を出荷しようと大変意欲的でした。自宅も近いので耕作もしやすいとのことで、管理については期待できると思います。また譲渡人には、電話にて確認しまして、住居が

離れているため、耕作は難しいので近くの譲受人に是非作っていただきたい
ということでしたので、ご検討をお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたし
ます。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所
在する農地の田、1筆の1、487平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢であり、農業後継者もいないため
譲渡したいとのことで、譲受人は自宅に隣接している農地で管理がされてい
なかったこともあり、譲り受けを要望されたとのことでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項につ
いて、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、ト
ラクター等農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、
農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規
定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある
日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は52アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

大江 静人委員

第13番大江です。番号3番について、7月6日、申請人の譲受人と現地において調査しました。昨年は水稻栽培されましたが、その後は放置され、5月になって譲渡人から、今年は作付けをしない旨の話があり、譲受人は家の前を荒らされては困るので、トラクターで耕運してよいか、譲渡人の許可を得て耕運しました。しかし、毎年このようになるのなら、いっそのこと田を購入した方が良いと気づき、譲渡人に話したところ、話が決まり、本申請に至った次第です。

譲渡人の話を聞くと、高齢で耕作が困難なため、譲渡す旨の話であった。

双方の合意で農地が有効に利用されることはよいことと思います。何卒、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の205平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、後程、議案第24号の3番、5条の許可申請でご説明させていただきますが、この5条申請で譲受人が、農地を取得することによって、残った譲渡人の農地が分断されることとなり、飛び地となったため、また、譲受人にとっても、経営規模の拡大も視野に入れ、譲受の要望をしたところ、譲渡人が応じる意向を示したものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は75アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、周囲には十分配慮をされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第20番

松岡 清治委員

20番松岡です。第4番について、去る7月1日申請人と立会しましたので報告いたします。

申請地は本日の議案24号3番の許可申請により、生じた田の残地部分であり、狭小な上、隣接する譲渡人の所有する畑とは段差があり、管理が難しいので、譲渡すことにされました。

現地は水稻が作付けできる状態で、水が当てられていました。譲受人は申請地に住んでおられ、問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第23号を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いいたします。議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の

規定による許可申請は1議案2件でございます。

それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、周南市に居住している無職の方です。隣地住民並びに店舗の駐車場として、2箇所を車4台分を貸し駐車場として利用する目的で転用申請書が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から●●へ約1.2キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●1409番19、地目は田、地積は143平方メートル、同じく大字●●字●●1409番23、地目は田、地積は65平方メートルの2箇所を計208平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが、分間図でございます。

(スクリーンに土地利用計画図を表示)

続きまして、土地利用計画でございます。

①について、143平方メートルで車2台分、②について65平方メートルで、同じく車2台分でございます。①は、入口として利用する部分が約40平方メートルで、有効利用面積が約100平方メートルとなっております。

②につきましては、土地の形状がほぼ正方形で使い易く、又、市道の側溝に市道に既に蓋がかかっており、市道から直接進入ができると、多少の面積の差はございますが、①につきましては土地形状長方形で不整形な土地ということでご理解いただきたいと思っております。

(スクリーンに写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に高速自動車国道等の出入口のある農地で、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第4条第6項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書及び借受申請書により適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

大江 静人委員

13番の大江です。1番について、去る7月6日、申請人と現地で調査しましたので報告します。申請地1409番地19、143平方メートル、1409番地23、65平方メートルは、ともに畑として利用されていますが、細長い土地で耕作に不便であり、この度隣接住民の駐車場並びに店舗の駐車場として利用するものです。事業計画もしっかりしており、問題ないかと思われれます。何卒ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、農地法第4条の許可申請の2番について、ご説明いたします。

申請人は、岩国市に居住している会社員の方です。

親の面倒を看るために、実家に近い所に自己用住宅を建築するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から●●に約230メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●2841番の1、地目は田、地積は1,236平方メートルの内の445平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、平面図、立面図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

続きまして、建物の平面図でございます。

続きまして、建物の立面図でございます。

建ぺい率につきましては、22.55パーセントでございます。

(スクリーンに写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300メートル以内に市役所又支所のある農地で、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第4条第6項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、乗り入れ確保のために、グレーチング蓋を6メートル分設置する計画がありますので、6月22日付で周南市の施設マネジメント課へ市有財産の加工承認申請され、6月23日付で加工承諾書をいただいております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第28番

林 定子委員

28番の林です。議案第23号2番について補足説明をさせていただきます。7月5日、現地確認をし、実家に住んでいる申請人のお姉さんにお会いして、お話をしました。また、申請人とは7月7日に電話にて対応しました。

申請人は現在、●●に住んでいますが、定年退職となり、実家の近くに住んで親の面倒を見たいという思いで今回の申請が出されました。年内に新築完成、来年の4月から●●での生活を始めたいとのことです。

申請書類、事業計画書等きちんとなされており、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくご審議いたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の4ページをお願いいたします。議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。先程1件の取消がございましたので、今月の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案2件でございます。

それから、説明に入ります前に削除していただくところがございますので、お願いします。権利移動の欄の農用地区域除外後同時施行と記載しておりますが、平成29年5月8日付で、除外の内定通知を受けておりましたが、議案発送後の、6月30日に農用地除外確定通知書を受理いたしましたので、農用地区域除外後同時施行という記載を削除していただきますようお願いします。

それでは、議案第24号の1番を削除しましたので、2番からご説明いたします。

申請人は、●●市に居住している会社員の方です。

現在、両親と同居しているが、子供の成長に伴い手狭となったため父からの贈与により、自己用住宅を建築するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から●●へ約1.1キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●289番1地目は田、地積は416平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、平面図、立面図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

続きまして、建物の平面図でございます。

続きまして、建物の立面図でございます。

(スクリーンに写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資内定書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第19番

笠井 保雄委員

第19番の笠井です。第2番について去る7月2日、現地調査しました。申請人は●●市と遠方のため、電話にて意思確認いたしました。この議案は以前、農業振興地整備計画の変更で農用地除外となった議案です。位置、内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。今回は農地法第5条の許可申請をされ、自己用住宅を建設される訳ですが、お父さんの所有地を子供さんに譲渡され、祖母のお家に隣接して住宅を建てるとのことで三世代が同じ場所に住むという理想的な家族だと思います。この地域においても加速的に空家あるいは高齢化が進む中、若い人がお子さんを連れてUターンされることは地域にとっても大変喜ばしいことだと思います。

以上何ら問題ないと思われます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請の3番について、ご説明いたします。

申請人は、周南市に居住している会社員兼農業を営んでいらっしゃる方です。

申請地の隣接地に居住しているが、自動車が自宅に入らず、土地所有者に要望したところ、応じてもらえることになったため、今回、進入路132平方メートル、自己用駐車場3台分、農機具倉庫を21.16平方メートルで申請書が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から●●に約2.1キロメートルのところに位置します。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●2451番7、地目は田、地積は559平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、出

入口の設置に伴い市道の加工が必要なため、道路管理者へ6月13日付で、道路工事施行承認申請書を提出され、6月16日付で承認されております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第20番

松岡 清治委員

第20番松岡です。第3番について、去る7月1日申請人と立会しましたので、報告いたします。譲受人の自宅には、市道から直接車の乗り入れができず、また、途中で自己所有の土地もないことから、今回市道と自宅を最短距離で結んで、進入路として利用できる申請地を譲り受け、駐車場及び所有するトラクター等の農機具倉庫を建てるための用地として、利用するとのことでした。

譲渡人の自宅は、譲受人の隣ですが、市道から自宅までは、直接車で入ることが出来、申請地に隣接する自己所有の田は、市道沿いにあり、管理に支障がないことから、譲渡すことにされました。

現地は水稻が作付けされておりました。汚水はなく、雨水は市道側溝に流されることなどから問題ないと思っておりますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第25号「農業振興地域整備計画の変更について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたので意見を求める。

平成29年7月10日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

今回は、除外が1件でございます。

議長（西田会長）

それでは、この諮問につきましては、農林課の長谷部主査が来ておられますので、まず、ご説明を受け、その後に、地区担当農業委員さんから現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、1番につきまして、説明をお願いいたします。

農林課

長谷部主査

それでは、議案第25号農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、5月末までに、1件の除外の申出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1件の除外の案件についてご説明をさせていただきます。

場所は●●地区、目的は植林、植樹でございます。

本件は、該当地が原野化し、イノシシ等の隠れ場所にもなっていることから、事業実施者が杉の植林及び桜・イチョウの植樹をおこない、管理をした

いとのことで、今回の申出となりました。

(位置図を見せる)

こちらが該当地の位置図でございます。

該当地は、●●支所から●●に約1.3キロメートルのところに位置しております。

(周辺図を見せる)

こちらが該当地の周辺図でございます。

該当地の523番1は登記地目が畑、登記面積が618平方メートル、523番2は登記地目が田、登記面積が644平方メートル、553番1は登記地目が畑、登記面積が590平方メートル、553番2は登記地目が畑、登記面積が360平方メートル、553番3は登記地目が畑、登記面積が17平方メートルで、合計5筆、2,229平方メートルとなっております。

(分間図を見せる)

こちらが該当地の分間図でございます。

該当地の南側は山林、原野に面しており、北側は農地に面しております。

(写真を見せる)

こちらが現地写真で、地番523番1、523番2を南から北の方向へ撮った写真です。

こちらが2枚目の現地写真で、地番553番1、553番2、553番3を西から東の方向へ撮った写真です。

説明は以上でございます。

議長（西田会長）

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第3番

秋貞 啓子委員

3番の秋貞でございます。申請地は、7月4日確認にまいりましたが、すでに荒廃の進んでいる土地であります。申請者と電話にて話し、遠隔地に居住されており、管理がむずかしくなっていることを確認いたしました。田畑としては、使用できませんが、原野のままにしておくには、景観も悪く、近

隣に住む申請地の北側で耕作されている事業者が、桜や杉を植樹され、景観をよくしたい旨、言われております。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第9番

杉村 龍男委員

よろしいですか。先程の諮問求めるという枕書きの部分が議案書に記載されていないのはなぜですか。以前は入っていたと思いますが。

事務局長

議案書打ちだしのシステムを1年半ぐらい前に変更したために、それ以降記載がないように聞いております。申し訳ございません。おっしゃるとおりです。このページは、文言を記載したものに差し替えをいたします。

議長（西田会長）

杉村委員さんのご指摘については、差し替えるということで対応いたします。

他にございませんか。はい、松田委員さん。

第30番

松田 孝行委員

この案件は非農地証明で出来ないものですか。荒廃して20年経てば落とせるのでありませんか。

議長（西田会長）

農業振興地域の除外がまず先です。優先です。非農地証明は、その手続きをした後のことになります。よろしいですか。

他に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第33号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第33号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は5件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第33号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので以上で報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第34号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第34号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので以上で報告第34号を終わります。

続きまして、報告第35号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。報告第35号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は10件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第35号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので以上で報告第35号を終わります。

続きまして、報告第36号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。報告第36号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業経営用施設等に転用する場合で、転用面積が2アール未満であるときは、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第36号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で、報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。報告第37号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり3件ございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第37号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第37号を終わります。

続きまして、報告第38号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の13ページをお願いいたします。報告第38号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は5件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の報告第38号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

はい、杉村委員どうぞ。

第9番

杉村 龍男委員

9番の杉村です。報告書の内容そのまま記載されているのかも分かりませんが、1番は白大豆、3番は大豆と、表示を変えていますが、使い分けがありますか。

事務局長

これは、報告書の内容をそのまま記載しております。特に使い分けはしておりません。

議長（西田会長）

よろしいですか。

以上で、報告第38号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第7回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時57分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年7月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 藤 井 和 典

委 員 野 村 一 男